

青森県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第十一号

青森県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十号）第二十六条の規定に基づき、知事が設置する新型インフルエンザ等対策本部に
関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、
新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、
新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

(本部長等以外の職員)

第三条 新型インフルエンザ等対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要
な職員を置く。

2 前項の職員は、本部員の事務を補助する。

(部)

第四条 新型インフルエンザ等対策本部に、知事が必要と認める部を置く。

2 部に部長を置き、知事の指名する本部員をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(その他の事項)

第五条 前三条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項
は、知事が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。